

武蔵野市公共交通事業者運行継続支援事業を実施します

補正額 2100万円

コロナ禍において物価高騰の影響を受けている乗合バス事業者およびタクシー事業者に対して、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額・強化した「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を財源とした支援金を交付します。

1 目的

公共交通事業者に対し、運行継続支援金を交付することで事業継続を図り、もって市民の日常生活における移動手段の確保に資することを目的として実施します。

2 支援対象者

次の（１）及び（２）のいずれにも該当する公共交通事業者を対象とします。

（１）道路運送法第４条第１項の許可を受け、以下のいずれかに該当する事業者。

- ・乗合バス事業者：市内に営業所を有する事業者
- ・タクシー事業者：市内に本店、支店または営業所を有する法人及び市内に住所を有する個人（福祉輸送事業のみを行うものを除く。）

（２）令和４年４月１日において市内で事業を営み、今後も事業を継続する意思を有する。

3 支援内容

（１）乗合バス事業者

基礎額 50万円＋バス車両数×10万円（1事業者当たり上限100万円）

（２）法人タクシー事業者

基礎額 30万円＋タクシー車両数×2万円（1事業者当たり上限100万円）

（３）個人タクシー事業者

1事業者当たり15万円

4 実施期間

令和５年１月～３月まで

※交付申請受付は、令和５年１月中旬～３月１０日（金）を予定。